

スポーツの聖地づくり基本構想策定方針

1 構想の背景

本市では、スポーツを通じて市民のふれあいを推進するため、平成 19 年に「厚木市スポーツ振興計画」を策定し、「スポーツで心がふれあう都市あつぎ」を基本理念に様々な施策を展開してきました。

一方、国は平成 23 年にスポーツ基本法を制定し、スポーツ基本計画で具体的な政策方向を示しました。本市もこれに対応し、平成 26 年に「第 1 次厚木市スポーツ推進計画」を策定しました。

さらに、平成 29 年には神奈川県スポーツ推進条例が制定され、神奈川県スポーツ推進計画が策定されました。

その後、本市は社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かすため、令和 3 年に「第 2 次厚木市スポーツ推進計画」を策定しました。

2 構想の目的

本市は様々なスポーツ施設が各地区に点在し、整備から 30 年以上経過して老朽化している施設がほとんどです。

また、市内の多くの施設は施設内設備やグラウンドの広さが不十分であるなどを理由にトップアスリートやトップリーグの大会等が開催できない状況となっています。

スポーツの聖地づくりを行うためには、スポーツの「する」、「みる」、「支える※」などの多様化するスポーツ環境に対応するため、スポーツ施設の集約化を行い、効率的な利用促進を図るとともに、市民の皆様がいつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しみ、市内からトップアスリートを輩出する育成環境の醸成を図るなど、スポーツを身近に感じられる環境づくりが重要です。

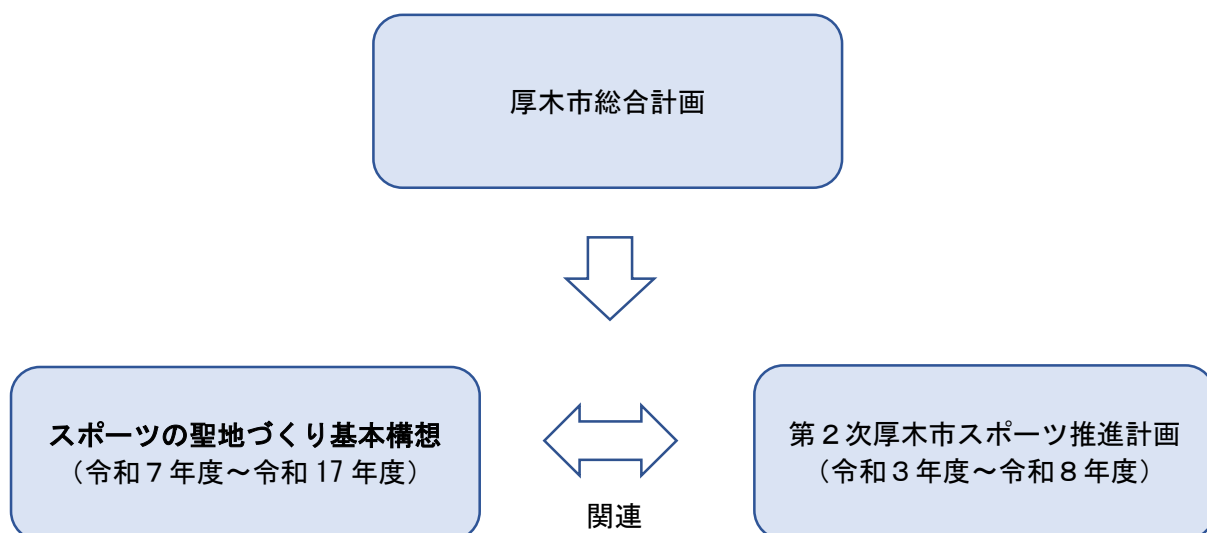
新たに策定する「スポーツの聖地づくり基本構想」は市全体の施設整備に関する基本的な構想とし、既存施設の再整備（集約）のほか、「スポーツの聖地あつぎ」と呼んでいただけるような新規スポーツ施設整備を推進することを目的として策定するものです。

※ 「支える」・・・競技者以外の指導者やボランティア活動等のこと

3 構想の位置付け

本構想は、厚木市総合計画に掲げる目標を実現するための具体的な取組等を定めた個別計画の関連構想とします。

また、スポーツ基本法に定める「地方スポーツ推進計画」に位置付けられる第2次厚木市スポーツ推進計画を参酌し、幅広く市民との意見交換を行い、厚木市スポーツ推進審議会からの答申に基づき策定します。



「スポーツの聖地づくり基本構想」は第2次スポーツ推進計画と横並びに位置付け、本市全体の施設整備についての構想を行うものです。

4 構想の期間

構想の策定は、令和6年度に策定することとします。

構想の期間は11年間とすることとします。

なお、本構想策定後、既存計画等の見直し等に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととし、令和7年度には新たな課題や社会状況、財政状況を踏まえた基本計画を策定し、「スポーツの聖地」の実現を目指します。

5 構想の構成

- (1) 策定の背景
- (2) 策定の目的
- (3) 構想の位置付け
- (4) 本市のスポーツを取り巻く現状
- (5) 現状と課題の整理
- (6) 立地から見た本市スポーツ施設の可能性
- (7) 「する」、「みる」、「支える」施設整備に向けた取組

6 策定体制

- (1) 本構想及び計画の策定に向けた検討委員会の設置
- (2) スポーツ推進審議会との連絡調整

7 策定のスケジュール

令和6年5月	庁内検討委員会設置
令和6年6月～7月	自治会連絡協議会で説明
令和6年8月	構想案作成
令和6年8月～	スポーツ推進審議会
令和6年9月	意見交換会実施
令和6年12月	パブリックコメント実施
令和7年3月	構想策定